

令和2年度事業計画書
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
JRECO 情報処理センター

当機構は、平成27年1月27日付けでフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第76条に基づく情報処理センターに指定されたことを受け、法第77条に規定する業務を行う。

当機構では、令和2年度のJRECO情報処理センターの事業として、業務規程に基づき、以下の業務を行う。

(1) 情報処理業務の実施に関する事項

① 情報処理業務の内容

JRECO情報処理センターは、法第77条に掲げる以下の情報処理業務を令和元年度に引き続き適切かつ確実に実施する。

- ・ 法第38条第1項及び法第40条第1項の規定による登録に係る事務を電子情報処理組織により処理する。
- ・ 上記登録事務を電子情報処理組織として構成される電子計算機その他の機器を使用・管理、並びにプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管する。
- ・ 法第38条第2項（法第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知並びに法第38条第3項（法第40条第2項において準用する場合を含む。）の規定による記録及び保存を行う。

また、本年度の情報処理業務に関して、業務開始から6年目となり情報処理センターに関する設備投資は既に終了しており、経費削減や業務の効率化により、引き続き安定した業務運営を遂行していくこととする。本年度の年間登録件数について、昨年度の年間登録見込み件数は2,800件であったが、情報処理センターの認知が進むとともに登録事業所数も年々増加しており、特に本年度は改正法の施行に伴う意識の高まりも期待されることから、昨年度の登録見込み件数に伸び率（1.25倍）を適用して、本年度年間登録件数は3,500件を見込んでいる。

なお、令和2年3月1日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充填回収業者の登録事業所数は下記の通りである。

- ・ 管理者・廃棄者 9,793
- ・ 充填回収業者 1,962

(充填回収業者の場合、1事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は5,527)

② 情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、本年度において登録件数として昨年度の1.25倍の件数を見込むが、これまでのノウハウの蓄積等の活用及び情報処理センターの利用や認知度の更なる向上のための普及啓発活動等をより効率的に実施していくため、情報システム部を3名体制としてシステムの適正な運用に当たることとする。

経理に関しては、情報処理センター利用のために預託された預かり金と、情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、及び情報処理センター利用に応じて発行する請求書や徴収する金銭については、収支計画書に基づき適切に管理する。なお、情報処理センター単体での収支実績及び計画は、業務の効率化、経費の削減等により単年度での黒字化を予定している。今後、開発費用の減価償却終了や事業規模の拡大に伴い収支は更に改善し累積損失も年々縮小するが、これまでの累積損失を解消するまでには、まだ5、6年の期間を要すると想定している。

(2) 情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見直し

① 機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器については、データの使用可能領域は最大64TBに対して、現在の使用領域は24GB（OSなどを含む全使用容量）であるため、本年度の登録件数として1.25倍を見込んでもデータ処理及びデータ容量に関しては十分な余裕があり、機器の更新や拡充の必要性はなく現状維持とする。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、昨年度と同様に、システム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図ることとする。

参考として、昨年度の実績としては、以下の改善を行った。

- ・ 出力様式について元号を「令和」に変更した。
- ・ 消費税率を10%に変更、請求書金額表記に「内消費税」金額を追加した。
- ・ 登録業種「管理者・廃棄者」、「充填回収業者」等をヘッダーに表示した。
- ・ 改正法対応仕様の追加、変更（事前確認結果説明書、確認証明書、引取証明書の写し、電子帳票の一括縦覧機能等）した。

② システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、これまでと同様に安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアウォールによる接続制限を設けている。システムの開発、変更、維持に関する運用管理の実務は外部委託による専門業者に一任し、JRECOからのサーバーへの直接のアクセスも行えない仕組み（アクセスはWeb経由のみ）とすることで、万一JRECO内の情報機器に不正アクセスやウイルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。

委託先の運用管理者（専門業者）は、JRECOよりの要求に応じてシステムの開発や変更を行うと共に、不具合発生時の対応やサーバーのCPU使用率によりシステム運用状況の監視を行っている。同運用管理者とJRECOとは、開発や仕様変更ならびに利用

者からの問い合わせ等に対応するため1～2週に1度程度の頻度で照会や情報交換を行っており、引き続き緊密に連携して安定運用を図ることとする。

なお、安定な運用について現時点では問題なく維持されており、設備能力も前述の通り当面は拡充や能力向上を図る必要はないと考えられるので、特段の事情の変化がない限り、本年度も現在と同様のシステム体制を維持・管理することで対応を行うこととする。

(3) その他必要な事項に関する事項

昨年度は、改正フロン排出抑制法の内容も含め情報処理センターの意義や利用方法の広報活動を行い、情報処理センターの利用の普及・促進を図ってきた。

- ・全国主要都市で開催された環境省・経済産業省の「改正フロン排出抑制法に関する説明会」(機器ユーザー向け15回、建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け7回)において、情報処理センターの利用について資料を配布(11月15日から3月6日)
- ・情報処理センターの利用に関する説明会を東京で計4回開催(参加者数339名)
(添付資料A)、他にも利用者の要請に対する個別説明会の開催
- ・HVAC&R JAPAN 2020(第41回冷凍・空調・暖房展)(3月3日から3月6日)にブースを出展し、情報処理センター利用の普及・促進活動、説明会を実施
(添付資料B) … 新型コロナウイルスの感染拡大懸念のため開催中止
- ・分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者80社以上を個別に訪問し紹介と説明を実施、また、業界団体及びその傘下の企業への訪問、電話、メールによる周知、広報活動を実施
- ・大手上場企業等にSDGs(持続可能な開発目標)としてフロン類の管理をCSR(ESG)報告書記載を啓発、法令遵守に関してCSR・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ISO審査機関と連携して周知活動を実施、改正法マニュアルを作成し配布
(添付資料C)
- ・業界紙、関係団体(日設連・東冷協)会報への広告掲載
- ・改正フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容拡充
- ・情報処理センター利用者へのメール・マガジン情報の発信、情報提供サービスの強化

本年度においても、法の改正内容並びに情報処理センター利用の一層の拡大にむけて昨年度同様に普及・広報活動を継続して行う。

- ・東京を中心に説明会を随時開催
- ・分かり易い資料での潜在利用者への個別訪問、紹介、説明(添付資料D)
- ・業界紙、雑誌への広告掲載(添付資料E、F、G)
- ・利用者の事例等の紹介
- ・ポータルサイトのコンテンツ充実

添付資料

- A. 令和元年度説明会
- B. HVAC&R JAPAN 2020展示会 … 新型コロナウイルスの感染拡大懸念のため開催中止
- C. 改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル

- D. 管理者向け紹介資料
- E. 業界紙広告（空調タイムス）
- F. 雑誌広告（冷凍空調設備）
- G. 雑誌広告（東冷協だより）

令和元年度 RaMS(冷媒管理システム)説明会 申込状況

	セミナー番号	開催場所(都市名)	開催日	現在申込数	残席数	定員数	受付状況	受講者数計
1	213	東京都	2019/7/3	68	▲ 8	60	終了	61
2	214	東京都	2019/9/3	102	▲ 2	100	終了	89
3	215	東京都	2019/11/6	118	▲ 18	100	終了	103
4	216	東京都	2020/1/23	113	▲ 13	100	終了	86
5	217	千葉県 (HVAC&R展)	2020/3/3	0	60	60	開催中止	0
6	218	千葉県 (HVAC&R展)	2020/3/5 (1回目)	0	60	60	開催中止	0
7	219	千葉県 (HVAC&R展)	2020/3/5 (2回目)	0	60	60	開催中止	0
8	220	千葉県 (HVAC&R展)	2020/3/6 (1回目)	0	60	60	開催中止	0
9	221	千葉県 (HVAC&R展)	2020/3/6 (2回目)	0	60	60	開催中止	0

合計 339

JRECOホームページ

(改正フロン排出抑制法及びRaMS説明会のご案内例)


一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構
 JRECO Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

[団体概要](#) [事業内容](#) [会員](#) [アクセスマップ](#) [お問い合わせ](#)

改正フロン排出抑制法及び冷媒管理システム (RaMS) の説明会のご案内

令和2年4月から「改正フロン排出抑制法」が施行されます。
改正された同法の内容と法対応についての説明会を下記により開催いたします。

開催日時：令和2年1月23日(木) 13:30～16:30
(受付開始12:30)

開催場所：機械振興会館 6階 6-66室 (〒105-0011東京都港区芝公園3-5-8)
(※機械振興会館へのアクセス：
<http://www.jspmi.or.jp/kaigishitsu/access.html>)

プログラム：

第1部 13:30～15:00
(1) これからのフロン対策とは 法人の責務とは
(2) 改正フロン排出抑制法の概要
(3) 改正フロン排出抑制法の罰則規定
質疑応答
第2部 15:10～16:30
(4) 改正フロン排出法とRaMS対応
質疑応答

令和2年4月から施行される改正フロン排出抑制法は、現行法と比べ罰則規定が厳しくなっています。法の改正点および罰則規定について平易に解説するとともに、弁護士による罰則適用の実態についての解説も行います。
お申し込みは下記によりお願いします。
尚、参加費は無料・定員は90名です。

申し込みはこちら

満員御礼
定員に達しました。
厚く御礼申し上げます。



新型コロナウイルスの感染拡大懸念のため開催中止

冷凍・空調・暖房 EXPO HVAC&R

JAPAN 2020

[日本語](#) [ENGLISH](#)

TOP
ご挨拶
開催概要
出展者情報
セミナー情報
出展のご案内
過去開催内容
ロゴダウンロード

HVAC&R JAPAN 2020 出展者一覧/検索

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構	ブース番号 N-802
東京都港区芝公園3-5-8機械振興会館406-2 [TEL] 03-5733-5311 [FAX] 03-5733-5312 [URL] http://www.jreco.or.jp	
ブースの特長	
機能別	
用途 (応用) 例	
自社が提供する機器・システム	
出展品目	
環境対策機器・システム (フロン対策など) 冷媒管理システム	
出展の見どころ	
「改正フロン排出抑制法」が令和2年4月に施行されます。改正により機器の管理者は機器の廃棄時の規制が、建設・解体業者は建物解体時の規制が各々強化され、廃棄物・リサイクル業者はフロンのゼロ確認ができない機器の引取りが禁止されます。これに違反すると直接罰が適用されることとなります。 法令遵守のために、当機構では国から唯一指定を受けた「情報処理センター機能」を併せ持った「冷媒管理システム (RaMS)」を構築して皆様に提供しています。 RaMSの新機能として、改正法に対応したすべての必要書面やデータ分析機能の「RaMS-ex」を追加しました。 このシステムを実際に皆様に触れていただくために、説明員が個々に懇切丁寧に説明いたします。また、大スクリーンでのプレゼンテーションも行います。 このシステムを導入することにより、機器に充填されているフロン類の管理だけではなく、機器廃棄時・廃棄後の管理も可能となり、コストダウンにもつながることがご理解いただけます。	

来場される方へ

来場・カンファレンス
登録はこちらから

来場者マイページはこちらから

YouTube

HVAC & R JAPAN 2018

Youtube動画はこちらから

主権

一般社団法人
JRAIA 日本冷凍空調工業会
The Japan Refrigeration and Air Conditioning Industry Association

お問い合わせ

HVAC&R JAPAN 事務局

株式会社JTB コミュニケーションデザイン内
〒105-8335
東京都港区芝3-23-1
セレスティン芝三井ビルディング
TEL : 03-5657-0755
FAX : 03-5657-0645
E-mail : hvac@jtbcom.co.jp

▶ プライバシーポリシー

HVAC&R JAPAN 2020 セミナー情報

3月6日 (金)

13:00~13:45 講演 ⑨ L-10

フロン排出抑制法遵守のための電子情報ツールとその活用法



小木 曾 崇

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 情報システム部 担当部長

【講演内容】

令和2年4月に「改正フロン排出抑制法」が施行されることが決定した。現行法に比し取り締まりの強化が図られて、特に書面の管理・保存について強化されている。JRECOが管理・運営するインターネットを利用したクラウド型冷媒管理システム「RaMS」(ラムズ)の機能に、改正フロン排出抑制法への完全対応すべく調整を行っている。なおRaMSは2011年よりフロン法の変遷に電子的に対応してきている。更にRaMS-exとして温対法の対応する機能やCSRレポート作成などの機能も付加されている。改正される法律を遵守するための電子情報ツールとその活用法を紹介する。

改正フロン排出抑制法 必須・遵守マニュアル

(2019年10月30日初版第1刷発行 発行元・(株)オルタナ)

改正フロン 排出抑制法

alterna フロンフリー・フロンレス・フロン

JRECO

必須・遵守
マニュアル

直罰

フロン排出抑制法で
前科がつくかもしれない

そんな話を聞いたことがありますか。
2020年4月施行予定の
改正フロン排出抑制法では、
罰則が大幅に強化され、
実際に書類送検や罰金になる
可能性があります。

今回の法改正の ポイントがわかる!

2017年度においては代替フロンなど4ガスの中で、HFC以外の排出量はすでに2030年度目標値を達成しました。一方、HFCは目標値21.6百万トン・CO₂に対して倍の44.9百万トン・CO₂にまで排出量は増えています。

もし、HFC排出量がこのままの増加率で2030年を迎えると、その排出量は81.3百万トン・CO₂となってしまいます。そうすると2030年度のHFC排出量は全温室効果ガス排出量(10.79億トン・CO₂)の7.8%を占めることになるのです。

閣議決定における対策

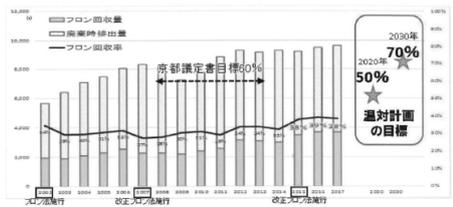
1. 業務用冷凍空調機器の廃棄時の回収率目標：2020年度：50%、2030年度：70%

2. 代替フロン等4ガスに関する対策

- ①ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進
- ②業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止
- ③業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の推進
- ④廃棄物の自主的な取り組みの推進

②、③はフロン排出抑制法において、機器の所有者が法遵守を徹底することです。

図は、2002年にフロン回収・破壊法が施行されてからの、廃棄時の排出量と回収量、回収率の変遷です。京都議定書を受け、国内の回収率を60%としていましたが、当初から回収率は目標からかけ離れていました。

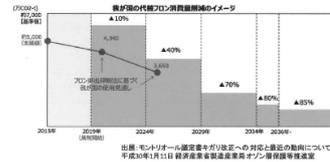


2015年に2回目の法改正でフロン排出抑制法が施行されてからは、回収率は向上しました。しかし2020年度の目標値である50%からはまだ低い値になっています。そこで、3回目の法改正となる改正フロン排出抑制法では、機器の廃棄時における回収を確実にし、回収率を政府目標の50%を目指しています。

1-4. キガリ改正

キガリ改正とはモントリオール議定書に基づく国際的なHFCの生産削減の条約です。日本は2019年1月に批准しました。下図の通り、国内でのHFC(代替フロン)の生産と輸入の合計を段階的に削減する必要があります。

この生産削減はHFCの量をGWPで換算した炭酸ガス相当量(トン・CO₂)であるため、メーカーは、現在最も使われているR404AやR410AというGWP値(温室効果)が高いHFCの生産を自ずと減らしていくことになります。



現在使用中の機器に対する課題

現在使われている業務用機器の大多数は、HFCとHCFC(R22)を使用しています。機器の使用年数は20年～30年であるため、整備時には冷媒の補充が必要です。キガリ改正に伴い、2019年1月からフロン製造を各社に国からはGWP(温室効果)トン数による生産が割り当てられました。フロンメーカーは、GWP値の高いR404A(GWP値:3,920)やR410A(同2,090)を減らすことになっていきます。ちなみに欧州では、R404AならびにR410Aの価格は10倍以上になっているとの情報もあります。

R404Aは低温向けの冷媒であるため、低温倉庫やショーケース向けに使われています。R410Aはビルマルチエアコンやパッケージエアコンなどの空調機器に主に使われています。それぞれの機器は、冷媒の種類に合わせた設計になっているため、他の種類の冷媒を入れ替えて機器を運転することはできません。フロン排出抑制法では、機器製造メーカーの許可無しで他の冷媒への入れ替えは禁止されています。

一方、業務用の空調機器、冷凍冷蔵機器に使用されているR22については、2020年から、モントリオール議定書によって新規の生産が中止となります。R22を使った機器を使い続けることは法的には可能ですが、整備時の補充冷媒については、今後は再生冷媒を使用する必要があります。(冷媒の再生は生産にはあつたらないので生産規制には法的に問題ありません。)

冷媒価格の高騰
整備費用の高騰

機器の所有者は、一層の冷媒管理と漏えい対策が必要です。所有者は、機器廃棄時の冷媒の確実な回収と、フロン排出抑制法による「定期点検」と「簡易点検」を行い、使用時の冷媒漏えい対策をすることが必要です。

用書の交付書類の受領

された事項に相違がないことを確認の上、受領します。
領した日から30日以内に交付されます。

「充填」「回収」と読み替えた内容となります。

1の規模(参考)

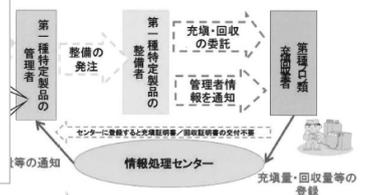
- が想定される主な管理者の目安を下記に示します。
 - 大型小売店舗(床面積10,000㎡程度の店舗)を6店舗以上有する管理者
 - 積1,500㎡程度の店舗)を8店舗以上有する管理者
 - 7(床面積200㎡程度の店舗)を80店舗以上有する管理者
 - ㎡程度のビル)を820店舗以上有する管理者
 - 0,000㎡程度のビル)を28棟以上有する管理者
 - 積300㎡程度の工場)を20か所以上有する管理者等
- から対象となりうる業態を示したものであって、所有する機器・事業規模・管理対象となる場合もあります。

利用

は充填証明書、回収証明書は主務省令で定める事項を記載し、書面により交第37条、第39条)か)になっています。

一に登録したときは充填証明書、回収証明書を交付することを要しない(第1項)。

一)することにより紙の証明書が不要になるだけでなく、電子的な登録・通知に電子的に管理・集計可能であり、ログブックへの記録・保存や、算定漏えい算額に算入することが可能です。



冷凍冷蔵システム	8234t	1,439	となる。
スーパー冷凍冷蔵			

フロン適正管理で 企業価値UP!



改正フロン 排出抑制法 に完全対応

フロン排出抑制法の改正によって書類の作成、保存の義務が強化され、担当者の負担が大きくなります。
その悩みを解決いたします！

RaMSで管理すれば、
書類保存が
安心・安全・確実
です。

RaMSは経済産業大臣と環境大臣により、法律に基づく「情報処理センター」として指定された(平成27年1月27日：環地温発第1501271号)機能を備えています。法律に定める必要な書面(作成・交付・縦覧・承諾・保存)、算定漏えい量、行程管理制度など全ての法遵守対応をクラウドで電子的に行うツールです。



RaMSを使うと
煩雑なファイル管理からも書類紛失の心配からも解放されます。電子的に保存されているので関係書類は正確に管理され、検索も即座に且つ容易にできます。



一般財団法人 **日本冷媒・環境保全機構 (JRECO)**

電話：03-5733-5311 URL：<http://www.jreco.or.jp>

住所：〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

冷凍空調設備

REFRIGERATION & AIR-CONDITIONING CONTRACTORS

12

Vol.48 No.12
2019 December

平成30年度高圧ガス事故事例
登録冷凍空調基幹技能者
銅管ろう付技術講習会

屋久島 白谷雲水峽 (鹿児島県)



一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会

ラムズ

RaMS利用で 企業価値UP!



RaMSで冷媒管理!

書類保存が確実!

クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSR レポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

TRK

令和元年12月1日発行

一般社団法人 東京都冷凍空調設備協会

東冷協だより

2019. **12**
No.406

● 目次

・今思うこと	1	・東冷協日誌	31
・お知らせ	2	・行事予定	31
・技術レポート	20	・税のコラム	33
・サロン	21	・法のコラム	34
・談話室	22	・心のコラム	35
・行事報告	25	・会員の動向	38
・業界トピックス	28	・新聞記事情報	38
・委員会報告	29		

ラムズ

RaMS利用で 企業価値UP!



RaMSで冷媒管理!
書類保存が確実!
クラウド管理なので安心です!

「改正フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で
地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素(CO₂)に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001対応

ISO14001 活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応に RaMS を利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSRレポート・環境報告書は、法令遵守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム RaMS (ラムズ) のお問合せ先



一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構 情報システム部
電話：03-5733-5311 E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

収支予算書(令和2年度計画)

(情報処理センター)

自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月31日

一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館406-2

予定貸借対照表

令和3年3月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和2年度計画
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	500,000
流動資産合計	500,000
2. 固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	500,000
II 負債の部	
1. 流動負債	
預り金	250,000
その他	4,625,127
流動負債合計	4,875,127
負債合計	4,875,127
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	0
2. 一般正味財産	▲ 4,375,127
正味財産合計	▲ 4,375,127
負債及び正味財産合計	500,000

予定正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

情報処理センター(指定法人)

その他会計

(単位:円)

科 目	令和2年度計画
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	385,000
経常収益計	385,000
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	39,529
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	0
賃借料(事務所費等)	0
旅費、交通費	8,735
通信運搬費	1,315
印刷製本費	4,870
広報費(パンフレット作成費)	0
銀行口座手数料	870
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	38,270
経常費用計	93,589
評価損益等調整前当期経常増減額	291,411
評価損益等計	0
当期経常増減額	291,411
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	291,411
法人税・住民税及び事業税	
当期一般正味財産増減額	291,411
一般正味財産期首残高	▲ 4,666,538
一般正味財産期末残高	▲ 4,375,127
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
III 正味財産期末残高	▲ 4,375,127